富里市放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について(概要)

1 制定理由

公共施設に放置された自動車等の適正な処理について必要な事項を定めることにより、公共施設の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び市民の快適な生活環境の維持を図るため、新たに条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 処分までの手続
 - ア 放置自動車を発見したときは、直ちに当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査します。
 - イ 放置自動車の所有者等に適正な処置を促すため、速やかに撤去等すべき旨を記載した警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとします。
 - ウ 警告後1か月を経過しても適正な処理がなされない場合, 更に1か月 を期限とする勧告を行います。
 - エ 勧告後1か月を経過しても適正な処理がなされない場合,更に1か月 を期限とする措置命令を行います。
 - オ 措置命令後1か月を経過しても適正な処理がなされない場合,罰金の 対象となります(原動機付自転車及び自転車は対象外です。)。
 - カ 措置命令後1か月を経過しても適正な処理がなされない場合,廃物認 定告示又は処分告示を行います。
- ② 放置自動車の処分の方法

廃物認定告示又は処分告示を行った放置自動車の所有権は,市に帰属する ものとし,売却や廃車処分ができるものとします。

(3) 放置自動車の移動等

放置自動車が、公共施設の機能に支障がある場合又は地域の美観の保持及 び市民の快適な生活環境の維持に障害を与えていると認められる場合には、 放置自動車を移動し、保管することができます。

4 費用の請求

放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者に対し、当該放置 自動車の移動、保管及び処分等に要した費用を請求することができます。

また、保管放置自動車の所有者等が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該所有者等に対し、その移動及び保管に要した費用を請求することができます。

版 放置自動車廃物判定委員会

放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の適正な処理に関し必要な事項

を審議するため、富里市放置自動車廃物判定委員会を置きます。

- ア 廃物認定基準の策定に関すること。
- イ 廃物認定及び処分に関すること。
- ウ 廃物認定外放置自動車の処分に関すること。
- エ 放置自動車の移動に関すること。
- オ その他市長が必要と認める事項
- (6) 委員会の組織
 - ア 委員会は、6人以内で構成します。
 - イ 委員の任期は、2年とします。
 - ウ 委員会には、委員長及び副委員長を置きます。
 - エ 委員会の庶務は、管財担当課において処理します。

3 施行期日

平成30年8月1日